

海外贈収賄防止に関する基本方針

当社および当社グループの役職員は、日本国の不正競争防止法(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)、その他各国・地域における外国公務員等に対する金銭・接待・贈答その他の便益提供を禁じるすべての関係法令を遵守する。

禁止事項

- ① 当社および当社グループの役職員は、外国公務員等に対し、営業上の不正な利益を得ることを意図した金銭・接待・贈答その他便益の提供は厳に行わない。
- ② また、代理店、コンサルタント、エージェント等の第三者を介した外国公務員等への不正、違法な働きかけのために利用される、又はその疑いがあると思われる支払いは行わない。

例外事項

- ① ただし、時期、品目や金額、頻度その他の客観的事情から判断して、取引先とのコミュニケーションを円滑にする目的の儀礼的な贈答であり、不正な利益供与との疑義が生じないもので、かつ社会通念の範囲を超えないものに限り、本基本指針に反しないものとする。
- ② 外国公務員等からの便益の提供の要求を受けた場合、この要求に応じないと、当社および当社グループの役職員の生命、身体の安全が危険にさらされ、やむを得ずこれを実施しなければならない際には、個人の安全を最優先する。

※外国公務員等とは、外国の政府または地方公共団体（以下、「外国政府」という）の職員、外国政府が支配権や支配力を有する外国政府の機関の役職員、外国の政党職員、外国の公職候補者、国際機関の役職員、外国政府または国際機関からの委任に基づきその事務を行う組織の役職員に該当する者をいう。

※例外事項第1項については、各国の実情に合わせたグループ各社の運用基準を定める。

令和7年4月1日
ダイダン株式会社
代表取締役社長執行役員
山中康宏